

事務局説明資料②(再保険キャプティブ制度関係)

2026年10月30日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

日本における再保険キャプティブ制度の創設に当たっての基本事項(案)

基本的な考え方

- 元受保険会社を相手方として自社グループのリスクのみを引き受ける事業特性を踏まえて、海外の制度を参考に、元受保険会社と再保険キャプティブの双方における保険契約者等の保護や健全性の確保にも十分配慮しつつ、企業のリスクマネジメントの高度化と投資余力の確保に資するよう、適切な規制を整備する。
- 再保険キャプティブについては、
 - ・ 再保険の引受けという事業に着目すれば、損害保険会社の一類型と位置付けられること、
 - ・ 事業特性に応じた適切な規制を整備することにより、再保険キャプティブ自体に加え、元受保険会社の業務の健全かつ適切な運営の確保、さらには元受保険会社の保険契約者等の保護にも資すること、を踏まえて、保険業法の改正により対応する。

○保険業法(平成七年法律第百五号)

(目的)

第一条 この法律は、保険業の公共性にかんがみ、**保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営**及び保険募集の公正を**確保することにより、保険契約者等の保護を図り**、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

再保険キャプティブの特性

- ① 企業グループに属する子会社である。
- ② 保険業のうち、自社グループ会社が元受保険会社と締結した保険契約に係る再保険の引受けのみを行う。

(注)制度の創設に当たっては、自社グループの範囲は再保険キャプティブの親会社及びその子会社・関連会社とすること、再保険の引受けを行う保険種目の範囲は企業向けの損害保険とすることを基本とする。

ただし、これらの範囲については、企業のリスクマネジメントの高度化と投資余力の確保に資するという政策目的との整合性を前提に、企業における具体的なニーズや元受契約に係る保険契約者等の保護の必要性、海外の制度の動向等も勘案し、必要に応じて調整可能な枠組みを整備する。

日本における再保険キャプティブ制度の骨子(案)①

	通常の損害保険会社	再保険キャプティブ(案)
免許の審査基準	- 財産的基礎に加え収支見込み(5事業年度内に黒字化)を審査 - 保険料等の算出方法の合理性・妥当性を審査 等	⇒収支見込みは求めない ⇒合理性・妥当性の判断は保険計理人の確認で可とする ※このほか、免許の申請添付書類として、親会社による経営管理や外部委託先管理に関する事項(リスクマネジャーの設置状況等)を記載した書類を要求
最低資本金	10億円	⇒海外の制度を参考に、1,000万円程度に引下げ
機関設計	取締役会、監査役会等、会計監査人を全て設置する株式会社又は相互会社	⇒会計監査人を設置する株式会社 ※会社法の規定により、このほか取締役と監査役各1名以上が必要
役員に関する規制	- 保険会社の経営に関する知識・経験を要求 - 取締役等は原則として兼職禁止	⇒再保険キャプティブの運営(自社グループのリスク構造の理解、リスク保有・移転の判断等)に必要な知識・経験を要求 ⇒取締役等は原則として兼職可能(承認制)
会社法の特例	準備金の計上等について会社法の株式会社規制を強化	⇒原則として会社法の株式会社規制に準拠
業務範囲	保険の引受け・資産運用のほか、付随業務(限定なし)と法定他業が可能	⇒自社グループの保険契約に係る再保険の引受け・資産運用のほか、限定列举する付随業務(届出制)に限定
資産運用	同一人に対する資産の運用額を制限 ※例えば主要株主に対する資産の運用額は、総資産の6%(貸付金等は2%)が上限	⇒信用リスクの集中回避や再保険金の支払に備えた流動性確保の必要性を考慮しつつ、グループ内の円滑なキャッシュマネジメントを可能とする観点から、最適化

日本における再保険キャプティブ制度の骨子(案)②

	通常の損害保険会社	再保険キャプティブ(案)
体制整備	顧客説明、顧客情報管理、外部委託先管理等のための体制整備義務	⇒元受保険会社に対する適切な情報提供、外部委託先管理等、事業特性を踏まえた必要な体制整備義務
特定関係者との間の取引	グループ会社等との間で通常の条件と著しく異なる条件による取引を制限(アームズ・レングス・ルール)	⇒グループ内の円滑なキャッシュマネジメントを可能とする観点や海外の制度で同様の規制が確認できないこと踏まえて、適用除外
紛争解決	指定紛争解決機関(ADR機関)との契約締結義務	⇒再保険契約の相手方は元受保険会社のみであることを踏まえて、適用除外
子会社の範囲	金融関連の事業者等を保有可能	⇒原則として保有禁止 ※再保険の引受けに関連するものとして限定列挙する範囲で例外的に容認(届出制)
議決権取得制限	子会社と合算で他社の10%超の議決権の取得を制限	⇒子会社とならない範囲での資本取引を制限する必要性は乏しいと考えられるため、適用除外
事業年度	毎年4月～翌年3月に限定	⇒任意の1年間とすることを容認
業務報告書	年2回提出	⇒年1回提出 ※自社グループのリスクマネジメントに関する事項の記載を求め、その高度化を促していくことを検討
業務・財産に関する説明書類	ディスクロージャー誌の公衆縦覧が必要	⇒再保険契約の相手方は元受保険会社のみであることを踏まえて、適用除外
保険計理人の選任	一定の要件に該当する保険計理人の選任義務	⇒損害保険会社と同様の規制を適用

日本における再保険キャプティブ制度の骨子(案)③

	通常の損害保険会社	再保険キャプティブ(案)
準備金等	普通責任準備金、異常危険準備金、支払備金等の積立義務 ※税制上認められる範囲で損金算入	⇒損害保険会社と同様の規制の適用を想定 ※税制面は税制改正プロセスを経て決定する必要
健全性基準	経済価値ベースのソルベンシー比率	⇒海外の制度を参考に、事業規模に応じた支払余力の確保を求める簡素な基準を導入 ※親会社の支援を前提に、例えば親会社の出資(資本金・資本準備金)や保証等を支払余力として勘案することを検討
監督権限	事業方法書・定款の変更認可、報告徴求・立入検査(外部委託先を含む)、業務改善・停止命令、免許の取消し等	⇒損害保険会社と同様の規制を適用 ※届出事項等は、事業特性を踏まえて必要な範囲に調整
一定の議決権保有者に対する規制	保険会社の5%以上の議決権保有者は届出が必要	⇒主要株主(20%以上の議決権保有者)以外の株主を把握する必要性は乏しいと考えられるため、適用除外
主な株主に対する規制	主要株主規制又は持株会社規制 ※業務範囲規制、健全性基準等は、主要株主には適用されない一方、持株会社には適用(持株会社には保険会社の経営管理も要求)	⇒主要株主規制に一本化しつつ、主要株主に再保険キャプティブの経営管理を要求 ※主要株主規制では、報告徴求・立入検査、改善計画提出命令(50%超の議決権保有者のみ)、認可取消し等の監督権限あり

(注1) 現行制度において、再保険契約に係る業務のみを行う保険会社には保険契約者保護機構の会員資格がなく、再保険キャプティブについても同様とする。

(注2) このほか、再保険キャプティブは、他の保険会社・再保険キャプティブの業務及び財産の管理を受託することができないようにするなど、再保険キャプティブの事業特性や規制体系を踏まえた所要の規定を整備する。

(参考)元受保険会社における出再管理

□ 元受保険会社が再保険を利用する場合には、

- ・ 経済価値ベースのソルベンシー比率の算定に当たり、出再先の債務不履行に起因する再保険金等の回収の不確実性が考慮されるほか、
- ・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」において、再保険に関するリスク管理について監督上の着眼点等が示されている。

(注)元受保険会社は、日本で免許を受けた保険会社や、日本で免許を受けていない外国保険業者のうち元受保険会社の経営の健全性を損なうおそれがない者等に出再した場合には、出再部分に相当する責任準備金を積み立てないことができるとされている。

□ 日本の元受保険会社から日本企業が海外に設立した再保険キャプティブへの出再はこれまでも行われており、国内で再保険キャプティブの設立が可能となること自体が、これらを見直す理由とはならないと考えられるが、元受保険会社の出再実務の実態等を踏まえて、必要な対応を検討することが適当と考えられる。

○保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件(令和七年金融庁告示第七十四号)

(再保険回収額の計算)

第三十三条 再保険回収額は、保険会社等が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険契約に係る将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均とする。

2 再保険回収額の算出に当たっては、出再先の債務不履行に起因する再保険金等(再保険金、再保険配当金及び出再手数料をいう。次項第一号及び第六項において読み替えて準用する第十四条第二号において同じ。)の回収の不確実性を考慮するものとする。

3～7 (略)

○「保険会社向けの総合的な監督指針」

Ⅱ 保険監督上の評価項目

Ⅱ-3 統合的リスク管理態勢

Ⅱ-3-10 再保険に関するリスク管理

保険会社は、自社のリスク選好を踏まえて再保険のリスク・リターンを分析し、その結果を統制機能(注)で重要度に応じて評価し、最終的にその合理性を適切に機関決定する必要がある。再保険は複数の法域にまたがって取引されることも多い中で、再保険会社等との契約関係が非常に複雑となり、取引内容の理解が困難となるほか、特定の法域や再保険会社取引が過度に集中するおそれがある。このため、保険会社が行う元受保険契約及び受再保険契約において引き受けるリスクの保有・出再(自動車損害賠償責任保険及び地震保険に係る再保険プールへの出再を除く。)について、以下の点に留意する(保有するリスクに対する出再の割合が軽微な場合を除く。)(以下略)

(注)リスク管理、保険数理、コンプライアンスの観点から、業務部門に対するモニタリングを行う機能及び内部監査機能等をいう。

(1)～(9) (略)